

三笠公民館だより

(公財) 奈良市生涯学習財団 三笠公民館

〒630-8115 奈良市大宮町4丁目313-3

TEL・FAX：0742-33-0515

E-mail：mikasa@manabunara.jp

2021年6月発行



臨時休館を終え、6月8日からグループ活動が再開になりました。

公民館に、利用者の皆さんの話し声や体操のかけ声などが久しぶりに響いています。

コーラスや詩吟などの活動は制限されていたり、公民館の主催事業は6月20日まで中止となっていたり、まだまだ通常通りとはいえませんが、皆さんのお声が聞けると気持ちがあほころんできます。

休館中、職員で1階エントランスホールを片付けました。チラシや貸出用の図書が見やすくなり、エントランスホールが少し美人になった気がします。「あら、なんかきれいになってるやん！」と気づいてくださる方もちらほら。今、エントランスホールでは、写真のグループの作品も展示されています。お散歩ついでに、お立ち寄りください。 松田



6月募集の講座

*奈良市子育てスポット事業

「子育てママのひととき」

入場自由

参加費：無料

対象：奈良市在住の未就園児と保護者

会場：3階集会室

*お父さん、おばあちゃんおじいちゃんもぜひ一緒にご参加ください



★6月18日(金) 9時30分～12時30分
内容：みんなで **新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のため中止**

★7月3日(土) 9時30分～12時30分
内容：おうちに飾ろう七夕かざり

★7月16日(金) 9時30分～12時30分
内容：こんな時どうする?～応急手当～

★7月16日(金) 13時30分～16時30分
内容：音カラダあそび

最新の情報は、<http://manabunara.jp/>をご覧ください

講座等についての注意とお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**講座を延期・中止する場合があります。**
また、以下の点にご留意・ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- *開催2時間前時点で奈良市に警報が発令された場合、講座を中止とすることがあります。
- *来館前には体温を測り、**37.5度以上の熱**がある場合や、軽度であっても**咳・咽頭痛の症状がある**など体調のすぐれない方は来館をご遠慮ください。
- ***マスクを必ず着用**してください。
- ***来場者名簿の作成**にご協力ください。
- ***こまめな手洗い、手指の消毒、咳エチケット**などの予防対策をお願いいたします。
- ***水分補給を除く飲食は行わない**でください。水分補給の際には、**対面や会話を避けて**ください。
- ***会場内の人数が大勢**になった場合は、**密を避ける**ため**入場制限**をする可能性があります。

5月の公民館の花壇では・・・



去年のじゃがいもから…!?



毎年かわいい花が咲きます。



この花は、どこに咲いているでしょう?



公民館模様替え後、**駐車場使用簿**は、**事務室入口横**です!

コラム「日ごろの安全について」



今年は、例年よりかなり早い梅雨入りですね。「もう梅雨入り!？」とかなり驚いてしまいました。鬱々としてしまいがちな季節ではありますが、皆さんにお伝えしたいことが!!

私、日ごろ生活していて危険だなあと感じていることがあります。雨の時期になると皆さんも傘を使う機会が増えますが、**自転車の運転時における傘差し運転**!しかも、傘を片手に差しながらの運転。それだけでも十分危険です。あとは、「音楽を聴きながら…」、「スマートフォンを見ながら…」場合によっては、**合わせ技での危険運転**。

さて、それらの行為は道路交通法として問題ないのでしょうか?実は、平成24年5月1日からそのような行為は、違反・罰金の対象となっています。「もしも歩行中の人にぶつかってけがをさせてしまったら?」自分自身もそのようなことをしている方は、この機会に今一度、皆さんも考えてみていいのではないのでしょうか。結局は、その行為が『危険』だから違反となるのです。「ちょっとくらい大丈夫だろう。」「自分はそんな事故になるようなことはしてない。」と思う方も多いかと思えます。相手の方に怪我をさせてしまったら**賠償責任**も取らないといけません。「まさか自分が!?!」加害者になってしまう前にルールを守りましょう!!

それ以外にも、「歩きたばこは子どもさんや車いすの方の目線に立ってみたら危険ではないか?」「縦列歩行は車や他の歩行者の妨げになっていないか。」等、ちょっとした気配りで周りの方々も安心して安全に過ごせるのではないのでしょうか。皆さんも、雨の時期でも身近な方と一緒に笑顔の日々が過ごせますように。

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正します。
携帯電話やヘッドホンの使用は5万円以下の罰金

平成24年3月27日公布
平成24年5月1日施行

今まで、危険と思われていた行為が禁止となりました。

自転車保険への加入確認も忘れずに!

奈良県自転車条例
自転車保険への加入が義務となりました!
 (令和2年4月1日から)

① 自転車保険とは?
 個人賠償責任の補償など、自転車事故に備えるための補償が主で、火災や盗難に備える補償は含まれません。

② なぜ義務化されたの?
 自転車事故の被害者や加害者の経済的負担の軽減が図られています。

9,521万円
 自転車事故の最高賠償額

自転車保険に加入しているか
 チェックシートで確認してみましょう!

交通ルールを守りましょう

参考:
 奈良県警ホームページ

無灯火



5万円以下の罰金
 [奈良県道路交通法施行細則]

二人乗り



2万円以下の罰金又は料料
 [奈良県道路交通法施行細則]

傘差し運転



5万円以下の罰金
 [奈良県道路交通法施行細則]

歩道での危険運転



2万円以下の罰金又は料料
 [道路交通法]
 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。

並進



2万円以下の罰金又は料料
 [道路交通法]

編集後記

今月8日から利用は、一部を除き再開。6月の主催事業は、ほとんど中止・延期となってしまいましたが、今は皆さんとお会いする日まで元気に過ごして、再会できるのを楽しみにしております。

稲富



③ ヘルメットは着用した方がいいの?
高齢者(65歳以上)の方は自転車乗用中のヘルメットの着用が**努力義務**となりました!
 ●自転車乗用中死者の致命傷は**頭部**が44%
 致命傷の割合は、頭部が44%、胸部が22%、手足が19%、顔面が15%、その他が0%です。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 歩道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、歩道側を通行
- 4 歩道ホームを歩かぬ
- 5 歩道は歩行者優先で、歩道側を通行
- 6 歩道は歩行者優先で、歩道側を通行